

開発事業に係る保育所等の設置又は整備に関する要領制定の骨子案

1 趣 旨

「吹田市開発事業の手続等に関する条例(平成 16 年吹田市条例第 13 号)」では、1ヘクタール以上の住宅開発事業を行う者に対し、必要に応じて公益的施設の設置又は整備をするための用地確保を義務付けています。

今般、就学前保育の充実を目的として、本開発事業に伴い保育所等を設置又は整備するための用地確保に係る基準を制定するものです。

2 主な内容

(1)対象となる開発事業

新築等により増加する住宅(共同住宅は、床面積が 40 平方メートル以上)の数(以下、「開発住宅数」という。)が 200 以上の住宅開発事業とします。

(2)確保用地の面積

確保を要する用地は、開発住宅数に応じて下表のとおり定める保育所等が設置又は整備できる面積とします。ただし、市長が事業区域の周辺地域の保育提供量等から判断して用地確保の必要がないと認めるときは、この限りではありません。

開発住宅数	保育所等
200 戸以上 400 戸未満	次のいずれかとする。 1 定員 80 人程度の保育所 2 定員 19 人程度の小規模保育事業を行う事業所 3 事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児以外の定員が 20 人程度の事業所内保育事業を行う事業所
400 戸以上 600 戸未満	定員 100 人程度の保育所
600 戸以上	定員 120 人程度の保育所

3 施行予定年月日

令和8年4月1日から施行し、同日以後に大規模開発事業構想届出書(大規模開発事業構想届出書の提出を要しない大規模開発事業にあっては、大規模開発事業事前協議承認申請書)又は中規模等開発事業事前協議承認申請書の提出のあった開発事業について適用します。